

差 額 退 職 手 当 請 求 書

令和 年 月 日

神奈川県市町村職員退職手当組合長 様

組合市町村長

印

令和 年度給与条例の改正に伴い給料月額が異動したので、次のとおり差額退職手当を申請します。

団体・職員番号		フリガナ		(職 種)
		氏 名		
住 所				
死亡退職等の 場合の受給者	フリガナ		住 所	職員との 続 柄
	氏 名			
就 職 年 月 日	退 職 年 月 日	年 齢	歳	退職事由
		退職手当の算定の基礎となる勤続期間		年 月
	退職日給料月額 ① = ⑦ + ①	職員の受ける給料月額 ⑦	管理監督職勤務 上限年齢調整額 ①	退職手当基本額算定 上の給料月額 ②
改定後	円	(級 号) 円	円	(⑦×1.) (定年延長者は①) 円
改定前	円	(級 号) 円	円	(⑦×1.) (定年延長者は①) 円
	退職手当基本額 の支給率 ③	退職手当基本額 ④ = ② × ③	基本額の特例によ る算定額(計算は別紙) ⑤	退職手当調整額 ⑥
改定後	月	円	円	円
改定前		円	円	円
新条例切替日前日までの支給率等		新条例切替日前退職手当額		退 職 手 当 支 給 額
年 齢	勤続年数	旧条例支給率⑧	⑩ = ⑧ × (⑨ ×)	
歳	年	月	⑪ = ⑦ 又は ⑦ < ⑩ の場合は ⑩ の額	
給料月額 ⑨	(級 号)	円	円	改定後 0 円
				改定前 0 円
				差 額 0 円
退職事由による 特別負担金 (1)	支給条例第3条 第1項の支給率 ⑫	特別負担金(1)の額算定上 の退職手当額 ⑬ = ① 又は ⑦ × ⑫ (旧条例適用は⑨ × ⑫)	60歳到達翌年度以後の特別 負担金(1)算定上の給料月額 (60歳役職定年、7割措置前) ⑭	特別負担金(1)の額 ⑭ = ④ 又は ⑤ - ⑬ (旧条例適用は⑩ - ⑬)
改定後	月	円	(級 号) 円	0 円
改定前		円	(級 号) 円	0 円
給料月額による 特別負担金 (2)	退職日給料月額 ⑮ (退職日給料月額が 退職の1年前の号給より 4号給を超えている場合は4号給上位の額)		特別負担金(2)の額算定上の退職手当額 ⑯ = ⑮ × (勸奨退職加算率 1.) × ③ (旧条例適用は⑮ × (勸奨退職 加算率 1.) × ⑧)	特別負担金(2)の額 ⑰ = ④ - ⑯ (定年延長者は⑦ × ③ - ⑯) (旧条例適用は⑩ - ⑯)
改定後	(級 号 給)	円	円	円
改定前	(級 号 給)	円	円	円
特別負担金(1)・(2)の 合計 ⑱ = ⑭ + ⑰	改定後	円	特別負担金 差 額 ⑲	0 円
	改定前	円		
前歴期間特別負担金 (計算は別紙)	改定後	円	前 歴 期 間 特 別 負 担 金 差 額 ⑳	0 円
	改定前	円		
				負担金差額合計 ⑲ + ㉑
				0 円

- (注) 1 死亡退職の場合、⑫の支給率は①の支給率に、⑮の4号給は8号給に読み替える。
2 退職事由による特別負担金(1)の⑭は、定年延長者のみ記入する。
3 ⑮の退職日給料月額は、定年(定年扱い)の場合、60歳役職定年、7割措置後の金額を記入する。
また、管理監督職勤務上限年齢調整額は、含めない。